

講義名	対)司法福祉論			
担当教員	山内 稔			
開講期・曜日・時限	前期集中 その他 その他	授業形態	講義	
履修開始年次	2年生	単位数	1	備考

主題と概要

少年法と児童福祉法に基づき、少年非行事件の対応について司法機能と福祉機能がどのように展開されているかを学習し、司法福祉の考え方及び課題について考察する。近年、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられる状況にあり、少年犯罪や少年非行への対応についても同様に年齢要件を引き下げるべきか諸外国の状況を踏まえ議論する。また、少年非行は近年、低年齢化・凶悪化しているのか。少年非行への厳罰化は非行の防止となるのか。少年犯罪の福祉優先の原則は守られるべきか、被害者支援はどうあるべきか、などの種々の課題に、少年非行の対応の現状と各種データから議論する。

児童虐待、発達障害、知的障害などと犯罪被害者の生育歴や心理面、対人関係について考えるとともに、犯罪被害者支援の立場から司法福祉の課題について検討する。さらに、少年非行に携わる専門職員について、資格要件、職種、仕事内容について、現場からの報告をまじえて考察する。最後に、障がい者の犯罪についても累犯障がい者の実態を理解し、生活支援の面から犯罪障がい者の支援を考える。

到達目標

少年法、児童福祉法の目的、考え方から少年犯罪について理解する
 家庭裁判所、児童相談所、少年院、児童自立支援施設などの役割と機能について理解する
 児童虐待、発達障害、知的障がい、犯罪と非行との関係について理解する
 社会的自立に向けた更生保護、ソーシャルワーク機能について理解する
 厳罰化と修復的司法の流れを理解し、ロールプレイングを学ぶ
 家庭裁判所、児童相談所を中心とした非行少年支援のネットワークと課題について理解する
 家庭裁判所、少年院、児童相談所、児童自立支援施設等の専門職と仕事内容、資格取得について学ぶ
 障がい者の犯罪について、累犯障がい者の実態から、更生、生活支援を考える
 最新の少年事件や経験した非行問題から、地域や学校、商圏の出入がどう支援すればいいのかが学ぶ

提出課題

あなたがこれまで経験した、あるいは新聞やTVで聞いたことのある少年犯罪について、その原因、理由を明らかにするとともに、大人に対する処罰と少年への更生の違い、少年を立ち直らせるための方策について考えてください。

課題（レポートや小テスト等）に対するフィードバック

授業の中で、少年犯罪についての多様な側面を解説し、家族、地域社会、法制度、関係機関連携などの視点でフィードバックしていきます。

評価の基準

授業時間に、それぞれのテーマについて、活発な意見交換を期待します。
 授業中の意見発表や質問などの平常点評価が30%。
 課題レポートの評価が70%。

履修にあたっての注意・助言他

少年非行、犯罪などの事象だけでなく、その背景にある子どもの発達と家族の機能、学校教育、青少年心理、社会的自立など広く現代の家族問題や青少年問題について関心をもって参加してほしい。最近の少年の非行や犯罪などについて調べてください。また、子どもを取り巻く社会状況、例えば子どもの貧困、児童虐待などとともに子ども自身の側面、発達障害や自衛行為など広く現代の家族問題や青少年問題について関心をもって参加してほしい。
 障がい者と関係する職業について考えたいと考える人はぜひ参加してください。
 子どもや障がい者の非行、犯罪をみなさんの身近な問題として活発な議論を期待します。
 社会福祉士の仕事に密接に関連する、ソーシャルワーク、ケースワーク、発達心理、犯罪心理などについて関心を持ってください。

教科書	.使用しない。				

プリント資料及び参考文献

レジュメ及び資料を配布します。
 『参考文献』 司法福祉学会編 生活書院2012
 『少年非行―青少年の問題行動を考える―』 藤岡淳子他 皇和書店2004
 『まなざしの地図』 見田宗介 河出書房新社2008

授業計画

オリエンテーション
 『司法福祉とは何か』
 少年非行の現状と対応
 『少年非行は深刻化しているのか、その対応はいかにあるべきか』ディスカッションを行う
 司法福祉の現場から考える課題と対応
 『少年院と児童自立支援施設―処遇と専門性』
 少年非行対応の中核的機関：家庭裁判所と児童相談所―その役割と機能
 『現場の報告から非行少年への支援で必要なことは何か』ディスカッションを行う
 児童虐待、発達障がいと少年非行の関係性について
 『少年非行の背景にある家族問題、性格行動』について考える
 少年への支援 『更生保護とソーシャルワーク』
 『少年非行の背景にあるもの、更生や治療をどのように進めるのか』ディスカッションを行う
 知的障がいと犯罪
 『知的障がいの理解を通して司法を考える』
 まとめ 子どもを中心とした支援について
 『少年非行・犯罪と自らの関わり』ディスカッションを行う

授業形態（アクティブ・ラーニング）

ア：PBL（課題解決型学習）	イ：反転授業（知識習得の要素を授業外に済ませ、知識確認等の要素を教室で行う授業形態）
ウ：ディスカッション、ディベート	エ：グループワーク
オ：プレゼンテーション	カ：実習、フィールドワーク
キ：その他（A-L型であるけども、以上の項目のいずれにも該当しない場合）	

準備学修（予習・復習等）の具体的な内容及びそれに必要な時間

予習：子どもをめぐる諸問題、例えば、子どもの権利条約、子どもの貧困、成人年齢の引き下げ、未成年による犯罪などを通して、子どもと大人の違いについて考えをまとめておくこと 1時間程度
 復習：授業で学習した課題について、自らの意見をまとめて発表できるようにすること 1時間程度

卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目の関連

授業を通じて、司法と福祉の2つの視点から、社会構造、制度・仕組みや働きを理解し、現代社会の子どもや障害者をめぐる諸課題に取り組み、よりよい社会の創造に貢献できる資質を醸成します。少年法等の法制度や福祉サービスなど専門的知識と対人援助技術やコミュニケーション力などの専門的能力を身に付け、それらを社会共創活動、援助に実践的に活用することができるように実践力を養成します。

双方向授業の実施及びICTの活用に関する記述

なし

実務経験の有無及び活用

実務経験あり
 児童相談所、児童自立支援施設において少年非行へのソーシャルワーク、自立支援業務に従事
 厚生労働省において少年非行に対する業務に従事
 授業では、現場の実践はもとより、関連する様々な職種の仕事について分かりやすく説明します

備考